

第5話 法令読解入門

◆難しさのワケ

弟子 法令の文章はなぜあのように難しいのでしょうか？

師匠 最大の理由は、**1つのセンテンスに色々な内容を詰め込んであるから**だ。そのため

- ① **センテンスが長くなる**。(一息では読みきれぬ程長いため、音読により文章を体感しながら意味を読み取ることが困難。視覚的にもこれはつらい。)
- ② **構文が複雑化し、論理展開が見え難くなる**。(「又は」「若しくは」のオンパレードも、その顕われの1つ)

弟子 ホントですねえ。もっとシンプルに書いてくれると助かるんですが。

師匠 これでも昔に比べればよくなったんだよ。かつての<大量破壊兵器通達>柱書なんて、長いわ、ゴチャゴチャ詰め込んであるわで、それは手ごわかった。それに代わる現行の<提出書類通達>は、そのゴチャゴチャが分かち書きになったおかげで随分分かりやすくなっているんだ。

このことから分かると思うけど、**「長くてゴチャゴチャ」した文は、「簡単な構造の短文に分解」すればいい**。ほら「困難は分割せよ」というじゃないか。

弟子 問題はそれをどうやって実践するかなんですよね。

師匠 では今から、長さ対策、複雑構文対策の順で、一歩ずつ進めていこう。

◆長さへの対応（その1）…省略形を活用

師匠 では「長さ」にどう立ち向かうかから始めよう。

弟子 **基本方針は「短くする」「縮める」ということ**ですね。

師匠 そうだ。まずは「名称を縮める」ことからやってみよう。「寿限無」を知っているな？

弟子 はい。これでしょ？

寿限無、寿限無 五劫の擦り切れ海砂利水魚の水行末 雲来末 風来末 食う寝る処に住む
 処 藪ら柑子の藪柑子パイポパイポ パイポのシューリンガン シューリンガンのグーリ
 ンダイ グーリンダイのポンポコピーのポンポコナーの長久命の長助(104文字)

師匠 『「寿限無、寿限無～長久命の長助』にぶたれた』と子供が親に訴える落語だ。名前を一切略さずに一息で言う間に痛みが引いてしまったという話だが、実生活では単に「長助にぶたれた」と省略形で言ったらどうかという話だ。

弟子 それなら私にもできそうですね。

師匠 たとえば次の法令はどうか？

貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第2項第七号ハの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が輸出貿易管理令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物（同令第4条第1項第一号イにおいて定める核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために利用されるおそれがある場合（145文字）

弟子 これは告示208号のタイトルですね。タイトルのくせに寿限無よりも長いってのは凄いな。えーと「技術が1項兵器の開発等に利用されるおそれに関する規定」ってところでどうでしょう？

師匠 それもOKだし、世間で使っている通称をそのまま使うのもいい。

弟子 あ、そうですね。<通常兵器開発等告示>というのがありました。

でも通称が分からない場合はどうしたものでしょう？

師匠 「あの法令」「この規定」でもかまわない。要するに、縮めさえすればいいんだから。もう一つやってみよう。

<補完規制通達 柱書>より

このうち、輸出する貨物及び提供する技術が、輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。）別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物又は外国為替令（昭和55年政令第260号。以下「外為令」という。）別表の16の項の中欄に掲げる技術であり、かつ核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置若しくはこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機であってその射程若しくは航続距離が300キロメートル以上のもの（以下「核兵器等」という。）の開発、製造、使用若しくは貯蔵（以下「開発等」という。）又は輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。以下「通常兵器」という。）の開発、製造若しくは使用のために用いられるおそれがある場合には、補完的輸出規制を実施している。（354文字）

弟子 そうややこしい感じはしないけど、中身に入る前段階でボリュームに圧倒されます

ね。これじゃ話の筋が見えないなあ。

師匠 ま、ひとつ縮めてみようか

このうち、輸出貨物・対外提供技術が別1・外為令の16項品で、かつ「核兵器等」の「開発等」、又は「通常兵器」の「開発、製造、使用」のため用いられるおそれがある場合には、補完的輸出規制を実施している。(97文字)

弟子 法令・規定類以外でもそれが可能なものは、短く言い換えるわけですね。

師匠 今度はこんなのだ。

<核兵器等開発等省令=旧名“おそれ省令”一号>
その貨物の輸出に関する契約書若しくは輸出者が入手した文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下これらを総称して単に「文書等」という。）において、当該貨物が核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置若しくはこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機であってその射程若しくは航続距離が三百キロメートル以上のもの（以下本則において「核兵器等」という。）の開発、製造、使用若しくは貯蔵（以下「開発等」という。）若しくは別表に掲げる行為のために用いられることとなる旨記載され、若しくは記録されているとき、又は輸出者が、当該貨物が核兵器等の開発等若しくは別表に掲げる行為のために用いられることとなる旨輸入者若しくは需要者若しくはこれらの代理人（以下「輸入者等」という。）から連絡を受けたとき。(404文字)

弟子 私もやってみましょう。

用途が「核兵器等」の「開発等」か「省令別表の行為」である旨が、その貨物の輸出に関する「文書等」に記載・記録されているか、「輸入者等」から連絡されたとき。(76文字)

なるほどこれなら筋が見えやすいですね。

◆長さへの対応（その2）…枕詞を削れ

師匠 「縮める」ためのもうひとつの技は、長たらしい**修飾語を削り、被修飾語だけの文に**してみることだ。

弟子 英語でいえば関係詞節を削るわけですね。

師匠 ほら、スカした料理屋なんかで材料を一々「ドコソコの畑でコレコレの農家が丹精込めて栽培し、一つずつ手摘みしたナントカ」とウンチクを傾けるとがあるだろう？
そういう天ぷらの衣は剥いで「茄子と胡瓜と…」でいいじゃないの、ということだ。

<輸出貿易管理規則1条一号>

外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号。以下「法」という。）第四十八条第一項の規定により経済産業大臣に**輸出の許可を申請しようとする者又は輸出貿易管理令（以下「令」という。）第二条第一項の規定により経済産業大臣に輸出の承認を申請しようとする者は、別表第一で定める様式による輸出許可・承認申請書（同項第三号に該当する場合にあつては、別表第二で定める様式による輸出承認申請書）三通（経済産業大臣が別に定める場合にあつては、二通）を経済産業大臣に提出しなければならない。**

弟子 網掛けした語句だけをつなげば、とりあえず何が言いたいのかは分かりますね。

輸出の許可を申請しようとする者又は輸出の承認を申請しようとする者は、輸出許可・承認申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

師匠 「**修飾語を省き被修飾語を取り出す**」のは副詞節（連用修飾語）にも有効だ。

弟子 たとえば「ナントカに基づきカントカを定める」調の条文から「カントカを定める」だけを抽出するということですね。

師匠 そうだ。日本の法令じゃないけど、**安保理決議**ではしばしば次のような表現をする。

理事会は、ナントカ決議を想起し、カントカを再確認し、何々への懸念を表明し、アレやコレやを考えたりして、次のことを要求する。

（たとえば http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/n_korea/anpo1718.html）

弟子 つまり「理事会は次のことを要求する」だけでいいじゃないか、と。

師匠 そう。もちろん省略された部分だって、それぞれ存在価値はあって重要なんだよ。だがとりあえずはそれなしで読んでも意味は取れるし、その方が全体像をつかむのに近道ならそうしましょうってだけの話さ。

師匠 輸出管理からちょっと外れるが、有名な文例がある。

日本国民は、**(ア) 正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、(イ) 諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、(ウ) 政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに (エ) 主権が国民に存することを宣言し、(オ) この憲法を確定する。**

弟子 いきなり**憲法前文**ですか。たしかに有名ではあります。

師匠 色々な人が色々な読み方をしているので細かく話すときりが無いが、このくだりの

内容はかいつまんで言えばこれだけだ。

日本国民は、ここに (エ) 主権が国民に存することを宣言し、(オ) この憲法を確定する。

下線部 (ア) ~ (ウ) はすべて連用修飾語にすぎないから、省略していい。

弟子 それはまた大胆なかいつまみ方ですねえ。

師匠は「代表者を通じて行動し (ア)」、「恵沢を確保し (イ)」、「決意し (ウ)」を述語
じゃなくて連用修飾語だというわけだ。でも何を根拠に？

師匠 官報英文版を見れば分かる。(占領期は和英両方の官報が出ていた)

We, the Japanese people, **acting** through our duly elected representatives in the National Diet, **determined** that we shall secure for ourselves and our posterity the fruits of peaceful cooperation with all nations and the blessings of liberty throughout this land, and **resolved** that never again shall we be visited with the horrors of war through the action of government, **do proclaim** that sovereign power resides with the people and **do firmly establish** this Constitution.

弟子 なるほど。主権在民宣言 (エ) と憲法確定 (オ) のくだけだけ「do + 動詞」の形になっています。(ア) は分詞構文、(イ) (ウ) は過去形だから、みな「do + 動詞」に対する修飾語だ。

でもこれって、日本語から英訳するときにミスった結果ということはありませんか？

師匠 絶対ない。なぜなら、和文版のベースになった GHQ 原案 (下記) も殆ど同じ書き方だから。

We, the Japanese People, **acting** through our duly elected representatives in the National Diet, **determined** that we shall secure for ourselves and our posterity the fruits of peaceful cooperation with all nations and the blessings of liberty throughout this land, and **resolved** that never again shall we be visited with the horrors of war through the action of government, **do proclaim** the sovereignty of the people's will and **do ordain and establish** this Constitution,

弟子 ふーん。それじゃ近頃評判の口語訳本は？

俺らはちゃんとみんなで選んだトップを通じて、うちのそのガキのまたガキのために、ご近所さんと仲良くして、みんなが好きなことができるようにするよ。
また戦争みたいなひどいことを起こさないって決めて、国の基本は国民にあることを声を大にして言うぜ。それがこの憲法だ。(塚田薫『日本国憲法を口語訳してみたら』)

師匠 全くだめだ。この人は、「原文」をバラして、(ア) ~ (エ) それぞれが同等の比重を持つものとしていると思う。そして (オ) はそのまとめと見ているんだろうな。ホントは (エ) と (オ) が述語だというのに。どこに力点があるのか見えないのはまずいよね。そもそも自分の思いを表現することに溺れて、テキストをきちんと読解する態度が身についていないんじゃないかな。もっとも英文種本が存在する憲法に限って言うと、著者のような法学部出身者は、①日本語条文だけをこねくりまわす習慣が身についている (英文読解をやりつけていない)、②教室や参考書で余計なセオリーを教わったせいで思考が制約される、という点でハンデがあったのかもしれないけど。

◆複雑構文への対応(1)…「又は」「若しくは」の知識があれば大丈夫か

師匠 複雑な構文への対応も、短文への分解を目指すという基本方針は変わらない。

弟子 バラすといっても、具体的にはどうするのですか？

師匠 全体としての文章構造に注目する。どういう塊同士がどんなふうにつながっているのかを見ていく。

弟子 そこで「又は」と「若しくは」の理解が役に立つというわけでしょう？

師匠 どういうことか、まあ説明してみてください。

弟子 **JIS(Z8301)**には次のような用法説明があります。

“又は”は、選択の意味で並列する語句が二つのときには、その接続に使い、三つ以上のときには、初めの方をコンマで区切り、最後の語句をつなぐのに用いる。ただし最後の語句に”など”及び”その他”を付けてはならない。
 “若しくは”は選択の意味で”又は”を用いて並列した語句の中を、更に選択の意味で分けるときに用いる。

師匠 そうすると何が分かるのかね？

弟子 たとえば単に「A or B の C or D」と書いただけでは、「(A or B) の C か、D か」の意味なのか「{A or (B の C)} or D」なのかが分かりません。最初の or と次の or のどちらが「より大きな区分」の並列であるかが示されていないからです。そこでたとえば後の方が「又は」であれば「{(A or B) の C}又は D」であることがはっきりします。具体的コンテンツを入れると「(父 or 母) の兄弟 又は 息子」＝「オジ or 息子」逆に前の方が「又は」であれば「A 又は (B の C or D)」ですから、上の例にならうと、「父 又は 母方のオジ・イトコ」という意味だと分かるわけです。

師匠 それはすばらしい！ じゃあもう法令読解は楽勝だね。

弟子 それはまだ修行不足といいますか、苦労は絶えません。

師匠 君の苦労の理由を3つ挙げてやろう。

その1. 現実の条文は、読解お作法本や JIS が想定しているよりはるかに複雑だからだ。言い換えるとお作法本の類いは、比較的単純な形の文例、いわばバッティングピッチャーの球を快打して「どんなもんだ」と胸を張っているようなものなんだな。たとえば『ビジネスマンのための法令体質改善ブック』（吉田利宏）は「又は」「若しくは」を概略次のように解説している。

イカ(A)、赤身(B)、卵焼き(C)を併記する際に、単純に「イカ、赤身又は卵焼き」と並べられることも可能だが、「イカ若しくは赤身又は卵焼き」という具合に表現を工夫することにより、「イカと赤身」のような素材物と、卵焼きのような焼き物との間に線を引いて見せることができる。

吉田センセイの繊細な語感に敬意を表するにヤブサカではないが、みんなは彼が挙げたような単純な構造の条文で苦労しているわけじゃないよな。

それにさ、セオリーでは「選択される語句に段階がある場合には、一番大きな選択的連結にだけ“又は”が用いられ、その他の小さな選択にはすべて“若しくは”が用いられ

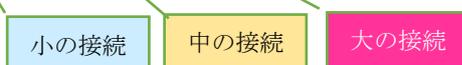
る」ことになっているんだろう？ ではもし語句の間に3段階があったらどうなる？

弟子 プライム法律事務所の藤田康幸先生は「選択の接続関係が3段階以上になる場合は、一番大きい接続だけについて“又は”を使用し、それより小さい接続はすべて“若しくは”が使用されている」と書いています。<http://www.yfujita.jp/jimusho/09022426.htm>

師匠 それじゃ二番目に大きい接続（「中の接続」）と一番小さい接続（「小の接続」）はどちらも「若しくは」を使うわけだな。ということは、「若しくは」で表すのが「中の接続」なのか「小の接続」なのか、どうやって見分けるのかね？ たとえばさきほどの「A or Bの C or D」の上にもう一段加え

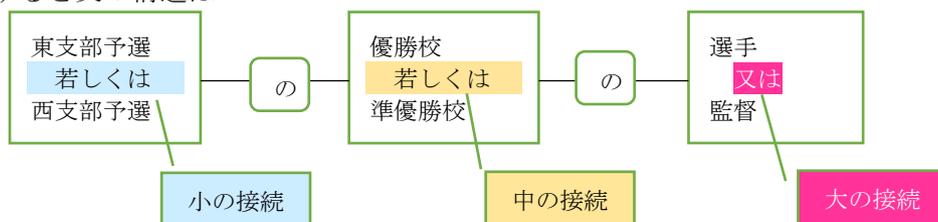
A or Bの C or Dの E 又は F

という条文を作り「(A or B)の{C or D}の(E 又は F)」を表現したいとする。



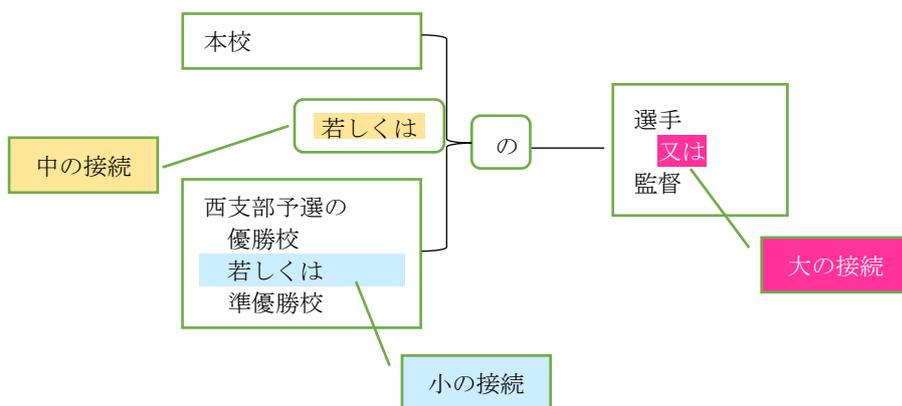
各変数を

A=東支部予選、B=西支部予選、C=優勝校、D=準優勝校、E=選手、F=監督
とすると文の構造は



よって意味としては「東西予選上位2校（計4校）の選手監督」となる。

このとき作者の意図ではA or Bは「小の接続」、C or Dは「中の接続」だろう。だが「A or B」を「中の接続」、「C or D」を「小の接続」と読むことはできないか考えよう。そこでもし今の例で「A=本校」に変更したら、次のようになるんじゃないか？



よって意味としては「本校プラス西予選上位2校（計3校）の選手監督」となる。

こういう面倒な構文の可能性を、お作法本の著者は想定していなかったように思ふね。

弟子 でも実際にそういう3段階の事例は存在するのですか？

師匠 たとえばこんなのはどうだ？

<輸出令別 1 5項(18)>

有機繊維、炭素繊維、無機繊維若しくは(16)に掲げる貨物を用いた繊維若しくはこれらを使用したプリプレグ、プリフォーム若しくは成型品又はこれらの製造用の装置若しくはその部分品若しくは附属品(2、4及び15の項の中欄に掲げるものを除く。)

弟子 「これらの」が繰り返し登場することから多層構造の文といえそうですね。ははあ各種繊維 < 繊維を使用した半製品 < 繊維・半製品の製造用装置(と部品類) という関係なんでしょう。だから構造としてはこうなるのか。

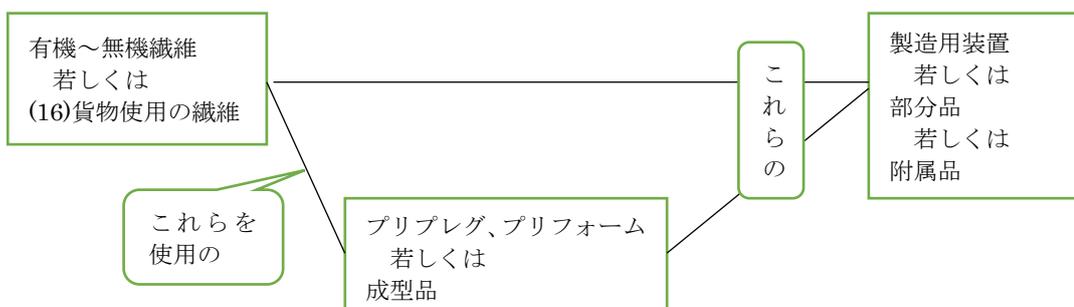
小…繊維グループ ; 有機繊維、炭素繊維、無機繊維、若しくは(16)貨物の繊維
 中…半製品グループ ; これら使用のプリプレグ、プリフォーム、若しくは成型品
 大…製造グループ ; 装置、若しくは部分品、若しくは附属品

師匠 その通り。いい勘してるな。それが見えている人には一つ一つの「若しくは」がそのグループの中での接続を示すことが読み取れると思う。だがどうやってそれを見抜くのか？

弟子 私は「これらの」が登場するたびに、先行する語句を一つに括ってグループを作るというやり方をしました。それから、「繊維」と名の付くものは一括りにし、プリプレグ～成型品は、モノの性格として親戚関係と言えそうだとヤマをかけました。

師匠 でもお作法本はそこまで教えてくれないだろう？

弟子 それはそうですね。ともあれ私の読解結果を図で示すとこんな感じです。整理してみると、シンプルな「(A 若しくは B) 又は C」形式の文だったことが分かります



師匠 理由その2。文の構造は、「及び」「又は」のような接続形式だけでは決まらない。個々の変数に入るコンテンツが変われば構文の理解も変わってくるんだ。さっきの例とも重なり蛇足っぽいかもしれないけど、もう一つ挙げるぞ。

「打順が次の選手 (A)」又は「監督 (B)」の指名した「未出場選手 (C)」

弟子 これは簡単だ。次に打席に立つ選手のことを述べた文ですから。

構文としては「A or (B の C)」ですね。

師匠 では A を「コーチ」に変更すると？

弟子 あらあら、構文が「(A or B) の C」に変わっちゃった。

師匠 だから「はじめに構文ありき。意味はそこに各変数を代入することで決まる」というのはウソなんだ。「変数の中身も加味して総合的に判断」するしかない。「又は」や「若しくは」の知識は、その「総合的判断」の一助ととらえるのが妥当だと思うぞ。

師匠 理由その3。お作法破りの条文も（稀にだが）存在する。

たとえば「又は」を使わず「若しくは」だけで並列するケース。

<補完規制通達>

5. 輸出貨物等が核兵器等の開発等に用いられる疑いがあること等を輸出者等が知った場合の取扱い

①輸出令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物を同項下欄に掲げる地域を仕向地とする輸出(同令第4条第1項第一号及び第二号のいずれにも該当せず、かつ、同項第三号イ及びロに該当しないものに限る。)をしようとする者は、その貨物が核兵器等の開発等若しくは核兵器等開発等省令の別表に掲げる行為のために用いられることとなることを、輸入者、需要者及びこれらの代理人以外の者からの情報により知った場合

『新・やさしい法令用語の解説』(小島和夫)の前書きには、婚礼で「新郎並びに新婦」と発言した出席者に向かって『「新郎並びに新婦」ではないゾ！ 新郎及び新婦ダ！』と野次ったバカの話が載っている。わしの中では、お作法(「並びに」より先に「及び」を使う)を鼻にかけたイヤな話として記憶に残っているが、「猿も木から落ちる」で、連中も案外間違えたりしているわけだ。

弟子 その婚礼のバカ話、最近も某サイトで見ましたよ。載せた御本人は、気の利いた冗談のつもりでいるんでしょうけどね。

師匠 もう一つ、「又は」が2回登場する条文も紹介しよう。

<貨物等省令3条十七号の三>

加速度計若しくはジャイロスコープ若しくはこれらを用いた装置、航法装置、磁気方位センサー又は統合された航法システムの製造用の装置若しくは工具、試験装置、校正装置若しくは心合わせ装置又はこれらの部分品であって、次のいずれかに該当するもの

一番大きな括りを示すはずの「又は」がなぜ2度も登場するのか？ どっちが本物の「一番大きい」括りなのか？

弟子 この規定、前からややこしくて苦手だったんですよ。でも「又は」が2回とは気づかなかったなあ。

師匠 この規定の読解については、後でまた検討するから、楽しみにしてくれ。

◆複雑構文への対応(2)…類語や兄弟格・同世代の語句に注目せよ

弟子 結局のところ、「又は」「若しくは」の用法を覚えてただけじゃ半人前だったんですね。

師匠 大切なのはその用法を参考に、文章のつながりや構造を理解することなんだ。

「何と何が書いてあるか」をピックアップ（短文への分解・箇条書き）し、

「それら同士の関係はどうか」をおさえることで「全体の意味はこうなんだ」と進めていくわけだ。

弟子 でも「それら同士の関係（構文）」がつかめないから苦労しているんですよ。そんなに簡単に言われても困ります。

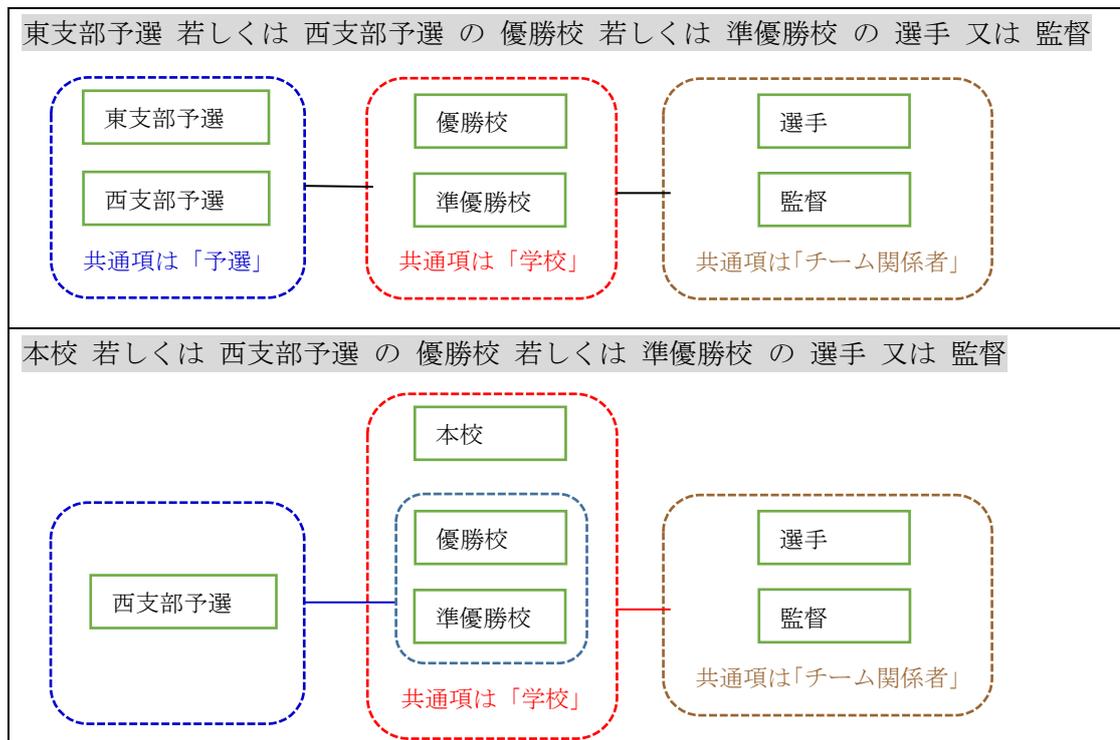
師匠 ではツボを教えよう。

類語・同格語（兄弟格の語・世代が同じ語）を拾い出し、グルーピングせよ。

長さ対策のくんだりで、非修飾語を捜せと言ったよね。「カクカクのA」と「シカジカのB」という表現を見たら、「大事なものはAとB」だと。

では「AとBの捜し方」はどうするのか？ それには兄弟格・同世代の語句に注目してペアを作るとよい。それを通して「何と何が(同格で)何を修飾しているのか」即ち修飾語・被修飾語の関係が見えてくる。それが文の構造を解剖するということだ。

師匠 優勝校・準優勝校の例題を、あらためて兄弟格捜しの観点から考察してみよう。



弟子 「東予選」と「西予選」は類語でもあり兄弟格でもあるけれど、「本校」「西予選」の組み合わせは違いますもんね。「本校」と対になるのは「優勝校」「準優勝校」ですから。

師匠 グルーピングのイメージを固めるため、もう一度輸出令5項(18)を考えてみよう。

<輸出令別 1 5項(18)>

有機繊維、炭素繊維、無機繊維若しくは(16)に掲げる貨物を用いた繊維若しくはこれらを使用したプリプレグ、プリフォーム若しくは成型品又はこれらの製造用の装置若しくはその部分品若しくは附属品(2、4及び15の項の中欄に掲げるものを除く。)

君は類語・同格語をどう選んだんだっけ？

弟子 列挙されたモノの種類をキーとして「繊維」「繊維を使った半製品」「製造用品」にグループ分けしました。

繊維グループ ; 有機繊維、炭素繊維、無機繊維、若しくは(16)貨物の繊維
 半製品グループ ; これら使用のプリプレグ、プリフォーム、若しくは成型品
 製造グループ ; 装置、若しくは部分品、若しくは附属品

そこから5項(18)が「繊維グループ 若しくは 半製品グループ 又は製造グループ」を規制しようという条文であることがわかったということです。

師匠 そこまではよくできた。だがもう一つ重要な兄弟格のグルーピングにも気づいてほしい。それは「繊維」「半製品」「製造用品」が三つ子の兄弟格ということなんだ。

弟子 どういうことですか？ モノの性質として相当な差があるように思いますけど。

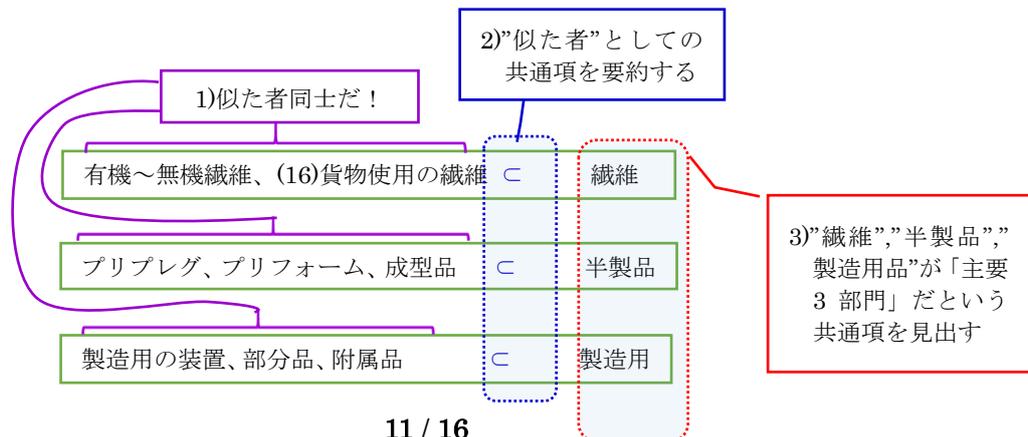
師匠 たしかにモノとしては対照的というかバラエティに富んだ組み合わせだが、いずれも「規制のジャンル名」という共通項はある。「素材、半製品、製造用品」というのは材料関係規制における主要3部門って感じじゃないか。いうなれば「作曲」「衣裳」「アニメ」がいずれもアカデミー賞の表彰部門名であるようなもので。

弟子 えーと師匠が言われるのは、条文全体の構成の中で、「アレとコレ」という具合に並び称せられる、というか対置される存在を見つけましょう、という話ですね。でもって「並び称せられる」ということを「兄弟格」と表現しているわけだ。

師匠 そういふこと！ わかってるじゃないか。

弟子 そうすると、こういう手順になるわけですね。

- 1) 「有機、炭素…」、「プリプレグ、プリフォーム…」といった類語をグルーピング
 - 2) 各グループの性質を「繊維」「半製品」「製造用」と要約する
 - 3) 「繊維」「半製品」「製造用」が材料規制の「主要3部門」であることを見出す。
- まあこの場合は「三兄弟」というより「御三家」って感じですけど。



師匠 お待ち遠様、君の好きな貨物等省令3条十七号の三を詳しく検討しよう。

<貨物等省令3条十七号の三>

加速度計若しくはジャイロスコープ若しくはこれらを用いた装置、航法装置、磁気方位センサー又は統合された航法システムの製造用の装置若しくは工具、試験装置、校正装置若しくは心合わせ装置又はこれらの部分品であって、次のいずれかに該当するもの

弟子 まずもって「又は」が2回出てくるのが難物ですよ。

師匠 いいことを教えてやろう。昔の条文には「統合された航法システム」はなかった。

そしてそのころは「又は」は1度だけ、「これらの部分品であって」の前にしかなかったんだ。今回もそのつもりで読んでみろ。

弟子 言えそうなことは、全体の構図が「ナントカ又はその部分品」の可能性が強い、ということと、この「ナントカ」を修飾する語句が沢山ありそうだからそれらは極力省いた形で読む、といったところでしょうか。

師匠 ではまず 類語のグルーピングから行こう。

弟子 「製造用の装置」、「試験装置」、…「心合わせ装置」は顔つきが似ていますね。

師匠 語尾が似ているということ？

弟子 それもあるけど、「他の品目の（製造したり試験したり、という）存在」という点が共通していると思います。それから「工具」も「製造用アイテムの一環」かと。

師匠 「航法装置」も名前に「装置」が入っているよ。

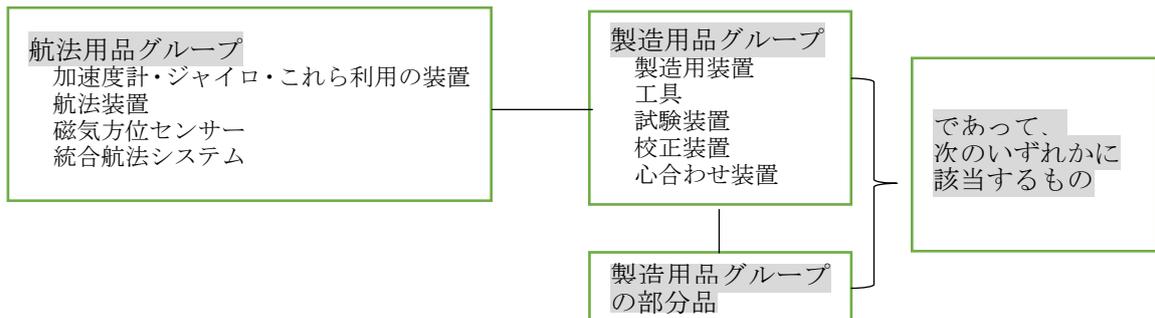
弟子 でも「航法装置」はミサイルに直接関係する品目ですからね。「アレやコレやの製造用装置」とは格が違う感じなんですよね。それに条文中の位置も、製造用装置と離れているから一緒にはしにくいなあ。

そうか、「加速度計」も「磁気方位センサー」もみんな航法関連アイテムじゃないですか。

師匠 そうなると「航法用品グループ」と「製造用品グループ」に括れるというわけか？

弟子 そうですけど全体の構図としては「航法用品グループ」or「製造用品グループ」という並列・対置ではなくて、直列配線とでもいうのでしょうか「航法用品グループ」用の「製造用品グループ」という主従関係（修飾関係）だと思います。そして最後に「製造用品グループ」の「部分品」が加わるというわけです。

あえて対置という見方をするとすれば「本体（製造用品）」と「部分品」の対置・並列ともいえるかもしれません。



◆裏技1…周辺の条文から文脈を読み取れ

師匠 よくできたね、ご苦労さん。折角だからもう少し楽になる方法を教えよう。

弟子 是非！

師匠 貨物等省令 3 条十七号の三には「…であって次のいずれかに該当するもの」というくだりがあったな。そこで「次の…」の中身を見てみようじゃないか。

イ	前二号に該当するものの製造用の装置若しくは工具、試験装置、校正装置若しくは心合わせ装置（ロからへまでのいずれかに該当するものを除く。）又はこれらの部分品
ロ	遠心力式釣合い試験機（歯科用装置又は医療用装置を試験するように設計したものを除く。）であって、次の（一）から（四）までのすべてに該当するもの（後略）
ハ	表示装置であって、ロに該当するものに使用することができるように設計したもの
ニ	モーションシミュレーター又はレートテーブルであって、次の（一）から（三）までのすべてに該当するもの（後略）
ホ	ポジショニングテーブルであって、次の（一）及び（二）に該当するもの（後略）
ヘ	遠心加速度試験機であって、980メートル毎秒毎秒を超える加速度を与えることができ、スリップリング又は電力の供給若しくは信号情報の伝達を行うことができる非接触型の装置を用いるもの

弟子 イは「製造用装置、工具、試験装置、校正装置、心合わせ装置」＋「部分品」。

ロは「試験装置」。

ハは、釣り合い試験機用表示装置だから「試験装置」にカウントできそう。

ニは、ジャイロや加速度計などの「試験装置」。

ホの位置決めテーブルは、精密加工のための「工具」かな。

ヘは「試験装置」です。

なるほど、いずれも「製造用品グループ」（＋部分品）ですね！

師匠 今のは、その条文の詳細記述（「子規定」）から読み取るという技だ。今度は「親規定」に当たる輸出令別1の記述からもアプローチしてみよう。

【輸出令別1の4項(16)】		
ロケット用若しくは無人航空機に使用することができる装置であって次に掲げるもの若しくはその部分品又はこれらの製造用の装置若しくは工具、試験装置、校正装置若しくは心合わせ装置若しくはこれらの部分品		
1 加速度計	2 ジャイロスコープ	3 1又は2に掲げる貨物を用いた装置
4 航法装置	5 磁気方位センサー	

弟子 航法用品グループ（加速度計・ジャイロ・これら利用の装置・航法装置・磁気方位センサー・統合航法システム）と大体対応していますね。

師匠 つまりここで一区切りが入り、後の語群と区別されることが分かる。つまり「航法グループ」と「それ用の製造グループ（＋部分品）」という構図であることがここからもうかがえるわけだ。

弟子 さっきも話に出ましたが、条文に含まれる2つの「又は」はどうなのでしょう？

師匠 最初の「又は」が「1 加速度計 ～ 5 磁気方位センサー」に「統合航法システム」を追加したいという意味だったのは、もう見えるよな？ つまり「一番大きな括り」を示すものでなかったというわけだ。

弟子 ところでこの「統合航法システム」は政令（輸出令別1の4項(16)）に登場しないけどいいんですか？

師匠 まあ「航法装置みたいなもの」という扱いにしているんだろうな。実際、統合航法システムを製造する過程には、航法装置や各種センサーの製造も入ってくるから結果は同じと言えるだろう。ホントはまずい処理の仕方なんだが。

弟子 まずいって、どう？

師匠 もし「統合航法システムの製造には航法装置・各種センサーの製造も含まれる」を理由に「政令上にはそれ（統合航法システム）を書かなくてよい」というのなら省令（3条十七号の三）上でもそれ（統合航法システム）は書かなくてよい筈じゃないか。矛盾してるよ。

弟子 ホントですねえ。

師匠 ま、実害なさそうだし、この程度の問題でわざわざ直しのために閣議へ話を持ち込めというのも気の毒だから、そっとしておいてあげようじゃないか。

師匠 5項(18)だって関連規定の条文から見えてくるものはある。

<p><輸出令別 1 5項(18)> 有機繊維、炭素繊維、無機繊維若しくは（16）に掲げる貨物を用いた繊維若しくはこれらを使用したプリプレグ、プリフォーム若しくは成型品又はこれらの製造用の装置若しくはその部分品若しくは附属品（2、4及び15の項の中欄に掲げるものを除く。） 対応する貨物等省令規定を拾ってみろ。（安保課サイトのマトリックスを参考に）</p>
<p>【貨物等省令 4条二号】 繊維を使用した成型品（半製品を含む。以下この号において同じ。）であって、次のいずれかに該当するもの（後略）…「半製品」の規制</p>
<p>【貨物等省令 4条四号】 第二号、第十五号又は第14条第一号に該当するものの製造用の装置であって、次のいずれかに該当するもの又はその部分品若しくは附属品（第3条第十一号に該当するものを除く。）（後略）…「製造用品」の規制</p>
<p>【貨物等省令 4条十五号】 繊維又はこれを使用したプリプレグ若しくはプリフォームであって、次のいずれかに該当するもの（後略）…「繊維」と「半製品」の規制</p>

弟子 たしかに「繊維」「半製品」「製造用品」の3分野の並列であることが見えますね。

◆裏技2…国際レジームの英文も見よ

師匠 輸出令別1の5項(18)に、貨物等省令3条十七号の三、齒ごたえがあったろう？色

こうやって苦労しながら読み解いてきたわけだが、更に楽になる方法がある。

対応する国際レジームの英文を見るという手だ。

貨物等省令3条十七号の三のネタ元はMTCRの9.B.1と9.B.2だ。

<p>9.B. TEST AND PRODUCTION EQUIPMENT</p> <p>9.B.1. "Production equipment", and other test, calibration and alignment equipment, other than that described in 9.B.2., designed or modified to be used with equipment specified in 9.A.…省令細目イに対応</p>
<p>9.B.2. Equipment as follows:</p> <p>a. Balancing machines having all the following characteristics: …省令細目ロに対応</p> <p>b. Indicator heads (sometimes known as balancing instrumentation) designed or modified for use with machines specified in 9.B.2.a.; …省令細目ハに対応</p> <p>c. Motion simulators/rate tables (equipment capable of simulating motion) having all of the following characteristics: …省令細目ニに対応</p> <p>d. Positioning tables (equipment capable of precise rotary positioning in any axes) having the following characteristics: …省令細目ホに対応</p> <p>e. Centrifuges capable of imparting accelerations above 100 g and designed or modified to incorporate sliprings or integrated non-contact devices capable of transferring electrical power, signal information, or both. …省令細目ヘに対応.</p>

弟子 省令細目イにいう「前二号」というのが「9. A」。さっき話題になった「統合航法システム」も「9.A」の一部(9.A.7)だからカバーされているんですね。

あれ？ 部分品はMTCRでは規制されていないみたいです。

師匠 "Production equipment"の定義を見てくれ。

<p>"Production equipment"</p> <p>Means tooling, templates, jigs, mandrels, moulds, dies, fixtures, alignment mechanisms, test equipment, other machinery and components therefor, limited to those specially designed or modified for "development" or for one or more phases of "production".</p>
--

御覧の通り、専用部品もカウントされるんだ。

弟子 なるほど。でも9.B.2は「Equipment (Production Equipmentではなく)」の規制ですから、専用部品を含まないんじゃないでしょうか？

師匠 そういう見方もあるが、そもそも9.BというカテゴリーがTest/Production Equipmentを対象にしている以上、9.B.2のEquipmentも同じ考え方を適用するのが本筋だろうよ。

弟子 これは凄い！

師匠 もっともリスト規制の条文にしか使えない手ではあるけどね。

◆まとめ

師匠 ここまでの話をおさらいしてみよう。

弟子 では箇条書きで。

- ① 難しさの原因は、センテンスの長さ、構文の複雑さ。
- ② 基本方針；「長くてゴチャゴチャ」した文は、「簡単な構造の短文に分解」。
- ③ 長さ対策の第1は、略語・省略形を用いて、長い語句を縮めること。
- ④ 長さ対策の第2は、枕詞（修飾語）を削って、被修飾語だけの文にすること。
- ⑤ 複雑構文対策の第1は、「又は・若しくは」の作法を押さえつつも、それだけに頼らず総合的に文脈判断すること。
- ⑥ 複雑構文対策の第2は、類語・同格（兄弟格の）語のグルーピングを通じて全体の構図に迫ること。なお兄弟格の語であっても、見かけ上は対照的（反対語っぽい）なケースがあるが、これは「対になる語群」（例えば「心」「技」「体」）のことが多く、「まとめて1セット」と理解すればよい。
- ⑦ 目の前の条文だけでなく、関連規定も読み合わせると構図が見えてくることがある。
- ⑧ リスト規制条文の場合は、国際レジームの英文を参照するとよい。

何かこれに付け加えることがあればお願いします。

師匠 ではちっちゃな注意事項を一つ付け足しておこう。

試しにこれ（「イカ、赤身又は玉と呼ばれる卵焼き」と書いてある）朗読してみてください。

弟子 イカ（一拍）、赤身又は玉と呼ばれる卵焼き。

あれ？ これだと「『赤身又は玉』と呼ばれる卵焼き」に聞こえますね、

師匠 そうだろ？ 表記とは違うけど読み方としては「イカ赤身（一拍） 又は玉と呼ばれる卵焼き」になるんだ。そこで注意事項の9番；

- ⑨ 法令で読点は、語句を並列するための「小さな区切り」に過ぎない。一般の朗読では、そこで声を止め息継ぎをすることを意図して読点を設けることも多いが、法令業界ではそのような意図はないと考えたほうがよい。

まあ、この例文ぐらいならすぐにヘンだと気付くからリカバリーが利くが、長い条文で出くわすと面食らうことがあるかもしれない。

弟子 これで明日からどんな難文もどんと来いですね。

師匠 世の中の法令を全部見たわけじゃないが、わしが知る範囲では大丈夫だ。

もし読み方が分からないのがあったら、持ってきてくれ。

弟子 では読者の皆様、師匠もこのように申しておりますので、師匠に読ませたい条文がありましたら、mail@1st-xcont.comまでお寄せ下さいませ。